

## ○鹿児島県警察署設置条例の一部改正に伴 う職員の配置換えに関する訓令

(平成20.9.1  
鹿児島県警察本部訓令19)

改正 前略…令和2.3訓令6

鹿児島県警察署設置条例の一部改正に伴う職員の配置換えに関する訓令（平成18年鹿児島県警察本部訓令第25号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、市町の配置分合等による鹿児島県警察署設置条例（昭和29年鹿児島県条例第29号）の一部改正に伴う職員の配置換えに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

本条…一部改正(令和2.3訓令6)

（職員の配置換え）

第2条 令和2年3月31日に伊佐警察署に配置を命ぜられている職員は、別に辞令を發せられない限り、同年4月1日付けで伊佐湧水警察署に配置を命ぜられたものとする。

本条…一部改正(平成22.3訓令5、令和2.3訓令6)

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成22.3.17訓令5)

この訓令は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (令和2.3.6訓令6)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。